

4. 各勘定項目の定義

以下において、国民所得主要勘定にあらわれる各勘定項目についてのかんたんな定義をしめした。これらの定義は、おおむね、国連標準方式ならびにOECD方式の定義に準拠している。

なお、括弧のなかにしめした項目の名称は、現行国民所得白書の用語法によるものである。

1. 国民総生産と総支出勘定

1.1 要素費用表示の国民所得（国民所得）

国民経済全体についての総合生産勘定の剰余であって、それは一定期間に、当該国の正規の居住者が經常的生産活動にたいして提供した生産要素の費用の総計に等しい。

1.2 資本減耗引当

一定期間内における固定資本の価値の減耗分を補填するためには、当該期間の企業収入にたいするコストとして引き当てられる価額である。この引当には、総資本形成に掲げられるすべての固定資本について、その消耗、予見しうる陳腐化および偶発損が評価計上される。

1.3 間接税（間接事業税）

財貨サービスの市場価格に含まれるが、企業においては、経費として処理されて所得としてあらわれない。支出および流通にともなう税および税外負担である。

1.4 補助金

政府から企業に交付される經常的補給金であって、政府から

企業への直接支払か、あるいは政府機関による買値と売値の差額支出の形をとる。この補助金分だけ企業のコストが相殺され、市場価格が低められるため、負の間接税とみなすことができる。

1.5 個人消費支出

家計と民間非営利団体の財貨、サービスにたいする最終支出額から、同種の売却額（主として中古品取引）を控除し、海外からの現物贈与の純額を加算した価額である。家計については、耐久財、非耐久財をとわず、すべての財貨購入が含まれるが、土地、建物は除かれる。

食料、宿舍および衣料など雇用者に支給された現物所得は原価で評価して加算され、また、自家用住宅の賃貸料や農家の自家消費、および金融機関からの帰属サービス購入も評価計上される。

消費支出を個人部門と一般政府部門に振り分ける基準は、どの部門が「直接購入者」であるかをもつてする。家計から一般政府へ支払う手数料や諸料金のうち、たとえば、国立博物館のカatalogや絵巻書購入の額は、一般企業からの購入と同額であって、個人消費支出とする。しかし、政府の施策と関連して与えられるサービスへの支払であって、しかも強制は性格をもつもの、たとえば、旅券、法務費、官公立学校授業料、国立病院一般診療費等の支払は、家計から一般政府への振替支払とされて、個人消費支出には含まれない。

他方、自動車税のごとき、政府の収入を目的とするものは、

間接税としてとり扱われ、個人消費支出に含まれる。

1.6 政府の財貨・サービス経常購入

一般政府の財貨・サービスにたいする経常的支出であって、雇員報酬および企業と海外からの購入からなる。防衛目的の支出にすべて消費支出としてここに含まれる。海外からの現物振替は消費支出として含まれるが、海外への現物振替は、ここに含まれずに輸出とされる。ただし、軍事的装備の振替は、振替支払国の政府消費となり、振替受取国の勘定には計上されない。

1.7 国内総資本形成

国内の資本ストックの総付加分となる財貨・サービスの価値額であって、企業、一般政府、民間非営利団体等の建設物（土地にたいする価値の付加分を含む）生産者耐久施設等の固定資産の取得にたいする支出と、原材料、仕掛品（建設物を除く）、製品等の物量は増減からなる。家計については、土地（価値の付加分）、住宅建築のみが、固定資本形成に含まれる。

なお、固定資産の取得に関する直接的経費は固定資本形成に含まれるが、間接費は、経常支出とされる。また、維持修繕のうち、大規模な改造、更新は含まれる。

さらに、家畜については、資本的サービスを提供する大動物の購入、成長増加分が固定資本形成に含まれる。いわゆる無形固定資産は含まれない。

つぎに在庫増減については、企業の所有する財貨のみが対象となり、家計、民間非営利団体および一般政府の所有する財貨

はここに含まれない。なお、輸出入との肉連については、居住者が海外に所有する財貨は、ここでの在庫増減に含まれるが非居住者が国内に所有する財貨は、含まれない。

1.8 輸出と海外からの所得

一定期間において、外国に輸出された財貨と非要素サービスの価額と、居住者が外国から受取る賃金、俸給、財産所得者の要素所得の合計である。

ここで外国とは、国境によって定められる外国領土のみならず、外国人旅行者を含める

商品輸出には、非貨幣用金の政府買上分が含まれる。

日本側の防衛分担金による消費は、輸出とし、その見合額を政府から海外への振替支払とする。（ただし、日銀国際収支表では、これを国際取引とはみなしていないから注意を要する。）

また、非居住者による国内での消費支出、たとえば旅行者、留学生、外交用、駐留軍等による消費支出も輸出に含まれる。

海外からの要素所得について、財産所得には、海外から受取る配当、利子、利潤および不動産賃賃料を含めるが、著作権、特許権使用料およびフィルム賃賃料は、非要素サービスの耐価とみなして、ここには含めない。

1.9 輸入と海外への所得

上記、1.8 輸出と海外からの所得に準じて定義される。

2. 統合所得分配勘定

2.1 雇用者所得（勤労所得）

民間企業および官公企業、家計と民間非営利団体ならびに一般政府によって雇用される正規の居住者に対して、現金、現物で支払われるすべての賃金、俸給およびその他の給与、と合せて、自衛隊員の給与、非居住者にたいして提供された居住者の労働にたいする所得からなる。これらの所得は、税金と社会保険料負担の控除前で計上され、また、雇用主による社会保険料負担分も所得に算入される。

ただし、農業その他個人企業における家族従業者は、実際に給料の支払がなされない限り、雇用者には認められない。

通常の常雇、日雇の雇用所得のほか、重役俸給（利益金処分の賞与を除く）、議員才費、チップおよび兼業所得も含まれる。

2.2 個人業主所得

個人業主が自己と家族労働および雇用労働によって企業を運営することによって得た現金、現物の所得である。しかし、本業以外で、個人業主が受取る利子、配当および賃貸料の所得は除かれて個人の財産所得に計上される。

個人業主所得は、企業の運営から直接得られたと考えられる業主自身と家族の賃金俸給、および運用された自己資産に帰属するとみられる資本利子、賃貸料および利潤を合わせ含んでいる混合所得である。

2.3 個人の財産所得

金融資産、土地および建物の所有者という資格で個人および

民間非営利団体に支払われる貨幣所得と帰属所得で、利子、配当および賃貸料からなる法人企業からの振替もここに計上される。

2.4 法人留保

民間法人企業および協同組合の務得所得から直接税を支払い、配当を分配したあとに残る部分である。

2.5 法人税

法人企業および協同組合の所得あるいは資本にたいして課せられる税金および税外負担である。

2.6 政府の財産所得等（官公事業剰余等）

国の企業会計に含まれる各特別会計、政府関係機関、およびその他の政府企業、ならびに地方公共団体の事業会計と収益会計における經常勘定の損益と、中央、地方財政における賃貸料、利子および配当の収入類が計上される。

ただし、専売納付金は除かれて、間接税に含められる。

2.7 公債利子

中央、地方政府が、上記の官公事業以外でもっているすべての負債にたいする利子である。

2.8 消費者負債利子

個人と民間非営利団体が、消費者の資格でもっているすべての負債にたいする利子である。

3. 個人の処分勘定

3.1 個人消費支出

項目1.5の定義と同じである。

3.2 個人税および税外負担

家計と民間非営利団体に課せられる所得税、その他の直接税、および、免許料、手数料、罰金等の振替支払からなり、個人所得の処分の一項目である。

3.3 社会保険にたいする負担

雇業者および雇用主による社会保険にたいする保険料、掛金である。

3.4 個人から海外への振替(3.11との純計で海外への純送金)

家計および民間非営利団体が海外にたいして、一方的に支払った現金、現物の価額である。現物振替の場合には、その見合額が、項目1.8(輸出等)に含まれる。

3.5 個人貯蓄

個人所得から、上記3.1~3.4の合計を差し引いた残金である。

3.6 雇業者所得(勤労所得)

項目2.1の定義と同じ。

3.7 個人業主所得

項目2.2の定義と同じ。

3.8 個人の財産所得

項目2.3の定義と同じ。

3.9 消費者負債利子

項目2.8の定義と同じ。

3.10 政府から個人への振替(振替所得)

家計と民間非営利団体が、政府から一方的に受取り、個人所得の追加分となる所得である。主なものは退職金、恩給年金、その他各種の社会保険からの給付金である。ただし、公債利子は、ここには含まれず、項目3.8に含まれる。

3.11 海外から個人への振替(3.4との純計で海外への純送金)

項目3.4(個人から海外への振替)に準じて定義される。

4. 政府の処分勘定

4.1 財貨サービス経常購入

項目1.6の定義と同じ。

4.2 補助金

項目1.3の定義と同じ。

4.3 政府から個人への振替(振替支出)

項目3.10の定義と同じ。

4.4 政府から海外への振替(4.10との純計で海外への純支出)

政府が外国にたいして(国際機関を含む)一方的に支払った現金、現物の価額である。ただし、軍事的装備の振替は除かれる。また、現物振替の場合にはその見合額が、項目1.8(輸出等)に含まれる。

4.5 政府経済余剰

經常収入から支出項目の合計を引いた残金である。

4.6 個人税および税外負担

項目3.2の定義と同じ。

4.7 法人税

項目2.5の定義と同じ。

4.8 間接税（間接事業税）

項目1.3の定義と同じ。

4.9 社会保険にたいする負担

項目3.3の定義と同じ。

4.10 海外から政府への振替（4.4との純計で海外への純支出）

項目4.4に準じて定義される。

4.11 政府の財産所得等（官公事業剰余等）

項目2.6の定義と同じ。

4.12（控除）公債利子

項目2.7の定義と同じ。

5. 統合資本形成勘定

6. 統合外国勘定

5.2 海外にたいする債権の純増（国際収支差）

統合外国勘定における財貨、サービスの輸出入と、要素所得および振替の受払の差額である。

5.1、5.3～5.6および6.1～6.6の各項はすでに他の勘定で定義されている。

5. 用語法の改訂、その他について —むすび—

用語法については、すでに一般化した若干のものを除いて、このさい、もっとも適当なものに改めることが適当であると判断した。前記3の勘定体系は改訂した用語法にしたがっており、各勘定項目の現行の用語法との異同は、すべて「定義」において明示してある。

なお、部門別勘定の作成にさいして部門分割が問題となる場合には、国連標準方式に準拠して処理することが妥当と考えられる。

勘定体系小委員会は、上記以外にも、実質推計の産業、四半期別国民所得統計の産業、ならびに国民所得白書における統計諸表の構成等についても検討すべき事項があると考え、これらについては、各分科会における審議状況にまつことが適当と判断して、この報告書では、とり扱わなかった。

国民所得勘定体系の設計について（その二）

（総合部会資料No. 2-3）

I は し が き

総合部会勘定体系小委員会提案の国民所得勘定体系案（資料16
2-2）について、各部会および財政分科会において検討した結
果 ① 勘定体系の構成 ② 各勘定又は付属表の項目および ③ 用
語などについて次に述べるような改正意見があった。

II 勘定体系の構成に関する問題

1 主要勘定2 統合所得分配勘定について

(1) 主要勘定として新設された統合所得分配勘定は、一見従来
のオク表、分配国民所得に酷似しているが次の二点で根本的
な相違がある。

(イ) 従来の分配国民所得表が、どこで所得が発生ないし形成
されたかを表わしていたのに対し、統合所得分配勘定は所
得が各生産要素にどのように分配されたかを表わすものとな
っている。

このように設計目的が変わったため、従来の法人所得は3
つの構成項目に解体され、法人留保と法人税が表面に残り、
個人配当は個人財産所得に吸収されることになった。

(ロ) 分配国民所得表においては勤労所得～官公事業剰余考
の各項目で国内国民所得を表示し、最後に海外取引を一括
調整していたのに対し、統合所得分配勘定は雇用者所得～

政府の事業および財産所得に至る各項目が直接国民ベース
の所得を表示する構成となっている。

(2) ところで、法人留保は、次の算式によって推計されている。

法人留保 = 法人所得 - (個人配当 + 法人税等) 問題となる
のは、法人所得全体と個人配当は発生ベースで推計されてい
るのに対し、法人税等は現金ベースで推計されているため、
差引算出される法人留保の計数は甚だ不明瞭で、とくに法人
所得が全体として景気動向を敏感に反映して動いていたのに
対し、法人留保と景気動向との関連は全く不明確などのとな
っていることである。このため国民所得と景気動向の関連を
みるためには、統合所得分配勘定は極めて利用しにくいとい
わざるを得ない。

この目的のためには、付属表2の(イ)部門別、所得形態別
国民所得表が準備されており、そこでは従来どおりの法人所
得が示されることになっているが、この表は、後述の理由に
より作成が困難である。

また、付属表2の(ロ)国民所得の分配表によって法人留保 +
法人税等 + 個人配当の計算によって法人所得を算出すること
できない。この表が国民ベースで表示されている（前記オ
2点参照）ため個人配当のうちには個人が海外から直接受取
った配当も含まれているからである。

このように、国民所得勘定体系のどこにも法人所得が表示

これす。また、表示された計数を組み合せて算出できないのでは問題であり、さらに、国民所得における法人所得の重要性からみれば、むしろ主要勘定のうちに、法人所得を一本で表示しておくことが望ましい。

(3) 以上の検討の結果、所得部会としては、統合所得分配勘定にかえて、従来の分配国民所得表と同じ機能をもつ統合所得形成勘定（又は表）（何れを仮称）の設置を提案したい。この場合において統合所得分配勘定の機能は付属表2の(ii)国民所得の分配表によって十分果たされるであろう。

2. 統合所得形成勘定

産用者所得 個人業主所得 <u>個人賃貸料・利子所得</u> <u>法人所得</u> 政府の事業および財産所得 (控除) 公債利子 (控除) 消費負債利子	要素費用表示の国民所得
要素費用表示の国民所得	要素費用表示の国民所得

なお、統合所得形成勘定の設置により、国民所得勘定体系の完全接合方式は破られることになるが、この原則を是非とを置く必要があるのであれば、法人の処分勘定を設置することを考えられる。

法人の配分勘定

個人配当 法人税等 法人留保	法人所得
法人所得の配分	法人所得

2. 付属表2の(iii) 国民所得の分配表について

(1) この表については、項目「3 家計および民間非営利団体が受取3財産所得」のなかに賃貸料、利子および配当と並んで「法人企業から家計および民間非営利団体への振替」があげられているが、これについては次のような問題がある。

(2) この振替の定義は、S. M. A. にすれば「家計および個人にサービスを提供する民間非営利団体に対する企業からの経常勘定による補助であつて、貸倒金を含むが、当該企業の雇員に対する補助又はボーナスは含まない。」とあり、また、それは法人所得の一部を構成すると明記されている。

しかし、この定義によって、実際上いかなる範囲のものをこの振替として取扱うべきかは必ずしも明らかでない。アメリカの国民所得勘定の個人勘定では所得側にこの振替に類似したものとして事業振替支出があげられており、その主たる内容は、①個人にサービスを提供する民間非営利団体に対する企業からの寄付金 ②消費者に対する貸倒金 ③当該企

業の雇用者以外の個人に対する傷病補償金、④企業の現金資産などの回収不能の繰上損失、⑤懸賞金および賞品などである。これらは何れも、企業会計上は経費として扱われる性質のものであり、国民所得計算上も、企業の生産物に対する費用であるが、それに対して要素サービスの提供という形での反対給付がないことからみて、要素所得の一部と考えることは、いささか無理であろう(注)。事実、アメリカにおいては事業振替支出を要素所得として扱っており、間接税、補助金、資本減耗引当等と共に要素費用表示の国民所得と市場価格表示の国民総生産をつなぐ調整項目の一つとしている。

(注) S.M.A.が、この振替を国民所得の一部としている理由は、はっきりしない。しかし、世界主要国の例をみると、国際比較の上で便利であるためか、S.M.A.の標準方式に従っている国も多く、本文に述べたアメリカ方式の国は、アメリカの外はプエルトリコノ国のみである。

(3) 従って、この振替の内容が、アメリカの事業振替支出の内容とほぼ同じであるならば、これは法人から個人および民間非営利団体に対する要素所得の振替と考えるよりも、アメリカと同様、調整項目として扱った方が妥当であると考えられるので、この表と国民総生産と総支出勘定および個人の処分勘定を次のように改めることを提案したい。

(ii) 国民所得の分

1. 雇用者所得

2. 農業およびその他の個人企業より家計が受取る所得

3. 家計および民間非営利団体が受取る財産所得
a. 賃 賃 料
b. 利 子
c. 配 当
4. 法人留保
----- (以下原案に同じ)

国民総生産と総支出勘定

備 方	貸 方
要素費用表示の国民所得	(原案に同じ)
資本減耗引当	
法人企業からの振替	
間 接 税	
(控除) 補助金	

市場価格表示の国民総生産

市場価格表示の国民総支出

3 個人の区分勘定

(源泉に同じ)	雇用者所得 個人業主所得 個人の財産所得 (控除)消費者負債 政府からの振替 <u>法人企業からの振替</u> 海外からの振替
個人所得の区分	個人所得

(4) 従来の日本の国民所得の考え方は、アメリカ方式に近く、ただ、事実上、資料等の制約から法人企業からの振替支出の計数を検討していなかったものといえる。

今回、総支出面で、民間非営利団体の消費、投資を計上することになったので、純生産面でも、法人企業からの振替支出として少くとも民間非営利団体に対する寄付金だけは推計を行うことが必要であろう。

II 各勘定又は項目に関する問題

1. 付属表ノの(II)要素費用表示の産業別国内純生産表について (所得部会)

(1) 産業別国民所得については、まず分配国民所得を産業別ベース(ないし企業ベース)で産業別に細替えるに方法をとることとし、この場合どの程度まで細分類が可能であるかを農業～製造業について検討した(運輸通信その他公益事業～サービス業については三次産業部会で検討)。

農業～建設業については、資料上の制約から細分類は不可能に近く、製造業については、概ね総合部会勘定体系小委員会案に類似した次のとおりの細分類が可能であるが、その精度はかなり低いといわざるを得ない。

(II) 要素費用表示の産業別国内純生産

1 農業	⋮
6 製造業	食糧品等製造業 繊維業 <u>パルプ、紙、紙加工品製造業</u> 化学工業 <u>窯業、土石製品製造業</u> <u>鉄鋼業</u> <u>非鉄金属製造業</u>

金属製品製造業
 機械製造業
 電気機械器具製造業
 輸送用機械器具製造業
 その他

7 運輸通信その他公益事業

(2) なお、産業活動ベースによる分類も可能である。

(オ三次産業部会)

電気ガス、水道業
 運輸業
 通信業
 卸・小売業
 金融・保険 不動産業
 住宅所有
 医療・教育
 その他のサービス
 公務

(1) 表章項目の概念規定は日本標準産業分類に従うこととする。
 したがって、放送は通信業に、製塩小売、飲食店は卸・小売業に、不動産賃貸業は金融・保険・不動産業に、製造修理業はその他サービスにそれぞれ含まれることになる。駐留軍労務者の給与はIMFの示唆に従って国内取引とみてその他サービスに含まれる。政府帰属賃貸料に実態からみると政府の産物は殆んど国有で帰属計算を認める理由は全くないとされた。

なお、表章形式の決定に際しては、卸小売業から飲食店と、金融・保険・不動産業から不動産仲介業と、医療・教育を医療と教育に、その他サービスを対個人サービス業と対事業所サービス業等に分離するという詳しい表章を望む立場と資料上の制約からこれに反対する立場とで、資料的に欠陥の多い項目でも公表という刺激を与えることによって資料の改善が期待されるという意見と公表ということによってかえって問題のある数字が一つの権威をもち採用されるという考えをめぐってかなりの野議が行われた。

(2) また公表に際し現行国民所得参考表のように、1次、2次、3次産業別の公表はなるべく避けること、もしこの区分を採用するとしてもオ三次産業という言葉はやめてその他産業という呼び名とすること、1次産業、2次産業の呼称はそのままでよい、その他産業から電気、ガス水道業を除くのに異論はないが、運輸業、通信業もその際一考の余地があるという

意見がある。

2 付属表2の(1) 部内別、所得形態別国民所得表について

この表については、雇業者所得を民間部門と政府部門に分割できるかどうかの問題が中心となる。国税庁の源泉所得税表を使えば一応可能と考えられる。(源泉所得税表では、政府機関、政府関係機関、地方公共団体および民間の4部門に分けて、俸給給料の許容があがっている。)が源泉所得税表にいう政府関係機関の範囲は、国民所得勘定上の政府企業より範囲が広く、また、地方公共団体については、両者にどの程度の相異があるか事実上不明であり、従ってこれによる分割の精度は低く、事実上、作成不可能である。

3 付属表3の(1) 支出品目別、支出形態別個人消費支出表について

(消費部会)

1 食 品
2 飲 料
3 煙 草
4 衣料およびその他食用品
5 燃料および灯火
6 賃賃料および水道料
7 家具備品および世帯器具

8 家庭内作業
9 化粧品および保健
10 交通および通信
11 リクリエーションおよび娯楽
12 その他のサービス
13 (控除) 海外へ送られた現物贈与 (純額) (1-13) 国内市場における個人消費支出
14 海外における居住者の支出
15 (控除) 当該国における非居住者の支出
16 非営利団体の消費支出
合計 (家計および民間非営利団体の消費支出)
1 耐 久 財 } 2 非 耐 久 財 } 非営利団体消費を含まず) 3 サ ー ビ ス }

非営利団体の消費支出は、品目別の調査がないので、一括して一項を立てる。

4 付属表5の(1) 国内純資本形成の主体別、産業別、資本財種別分類表について

(投資部会)

主 体 別	産業別(購入者)	資本財種類別(品目別)
民間総資本形成	総固定資本形成	総固定資本形成
個人所有住宅	農林水産業	土地(造成改良等)
民間非営利団体施設	鉱 業	運 物
企業固定投資	運 送 業	住 宅
法人企業	製 造 業	非居住用
個人企業		構 築 物
在庫品増加		機械装置
法人企業	高 敷	輸送用機器
個人企業	卸 売	
	小 売	器具備品
	運輸通信公益事業	建設仮勘定
		大動植物
政府総資本形成		
総固定資本形成	不動産業	
中央政府	金融保険業	在庫品増加
一般行政	サービス業	製品商品
政府企業	一般行政	仕掛品
	住宅所有	原材料
地方政府		貯蔵品
一般行政	在庫品増加	
政府企業	農林水産業	

主 体 別	産業別(購入者)	資本財種類別(品目別)
在庫品増加	鉱 業	
中央政府企業	運 送 業	
地方政府企業	製 造 業	
	商 業	
	卸 売	
	小 売	
	運輸通信公益事業	
	不動産業	
	その他	
国内総資本形成	国内総資本形成	国内総資本形成

(1) 主体別分類

民間非営利団体 I, II に分けることは困難であるので、民間非営利団体ノ部門とする。

(2) 産業別分類

産業別を総固定資本形成、在庫品増加の別に示す必要がある。

(3) 資本財種類別分類

基準年次については、コモ法の推計結果を資本財種類別にくりよとめることにより、可能である。

毎年次については、基礎資料不備のため、現状では困難である。今後、基礎資料の整、推計方法の研究を推進する必要

がある。

5. 付属表5の(カ) 国内総資本形成の部門別、形態別二重分類表について
(投資部会)

- (1) この分類表は分析目的および国際比較のうえから極めて必要と思われる。
- (2) しかしながら、推計方法の面からみれば、
 - i) 「総固定資本形成」から、別途求めた「建設」を差し引いて「生産者耐久施設」とし、
 - ii) 「国内総資本形成」の各項目から「民間総資本形成」の各項目を差し引いて「政府総資本形成」とする。ような方法がとられることとなろう。
- (3) これは、「政府総資本形成」の推計がこのような分類によって行なわれていないことによる。すなわち、財政勘定の面からは、このような分類について考慮されていない。

Ⅲ 用語についての問題

(財政分科会)

個人への振替 → 振替支出
が個人への移転支出
海外への振替 → 海外への移転支出

収 入

法人税 → 法人税および税外負担
間接税 → 間接税(事業税を含む)
海外からの振替 → 海外からの移転的収入
政府の事業および財産所得 → 政府の事業剰余および財産所得

IV その他

1 勘定体系小委員会提案の付属表には支出面の総括的付属が欠けているので次のような表を1の(ii)の次に新設することが望ましい。

国民総生産に対する支出(国民総支出)

(1) 家

1 個人消費支出

飲食費

被服費

光熱費

住居費

雑費

2 国内民間総資本形成

総固定資本形成

在庫品増加

3 経常海外余剰

輸出と海外からの所得

(控除) 輸入と海外への所得

4 政府の財貨サービス購入

貨幣購入

中央政府

地方政府

総資本形成

中央政府

地方政府

5 国民総支出(1+2+3+4)

2 財政分科会においては、「その他の雑収入」(仮称)を新設することとなっているが、これに見合う項目については、なお検討を要する。